

## 別紙

### 大阪府金属くず営業条例に基づく許可の取消し及び営業停止命令の基準

#### 1 許可の取消しを行うべき場合

許可の取消しは、大阪府金属くず営業条例（以下「条例」という。）第19条第1号から第6号までのいずれかに該当したとき及び別表中のAに該当する場合、並びに6(2)に定める場合のほか、4又は6(1)に定めるところにより営業停止命令の量定の長期が6月に達した場合であって、7(1)に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び条例違反行為を繰り返すおそれが強いと認められる等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

#### 2 情状による軽減

1の基準のみによれば許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

#### 3 営業停止命令を行うべき場合

営業停止命令は、別表中のBからEに該当する場合に行うものとする。その場合の量定は、次のとおりとする。

- |       |                     |          |
|-------|---------------------|----------|
| (1) B | 20日以上120日以下の営業停止命令。 | 基準期間は30日 |
| (2) C | 10日以上80日以下の営業停止命令。  | 基準期間は20日 |
| (3) D | 5日以上40日以下の営業停止命令。   | 基準期間は14日 |
| (4) E | 5日以上20日以下の営業停止命令。   | 基準期間は7日  |

#### 4 条例違反行為の併合

二以上の条例違反行為について同時に営業停止命令を行うときは、それらの条例違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の長期が最も長いものの長期の1.5倍の期間を長期とするとともに、それらの条例違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の短期が最も長いものの短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各条例違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の長期を合計した期間を超えないものとする。

#### 5 条例違反行為の観念的競合

二以上の条例の規定に違反する一つの行為について営業停止命令を行うときは、それらの法令違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

#### 6 常習違反加重

- (1) 最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る条例違反行為について3(1)から(4)までに定めた量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数<sup>2</sup>の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、6月を超えることはできない。
- (2) 最近1年間に60日以上<sup>6</sup>の営業停止命令を受けた金属くず商又はその代理人等が当該営業停止命令の理由となった条例違反行為に係る条例の規定と同一の条例の規定に違反したときは、許可の取消しを行うものとする。

#### 7 営業停止命令の期間の決定

営業停止命令の期間は、原則として3(1)から(4)までに定めた基準期間（4に規定する場合は、長期とされる量定について定めた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、5に規定する場合は長期とされる量定について定めた基準期間を基準期間とし、6(1)に規定する場合はその量定について定めた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。ただし、次のような事由があるときは、情状により、3から6(1)までに定めた量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

- (1) 加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
  - ア 最近3年間に同一の条例に違反して営業停止命令を受けたこと。
  - イ 条例違反行為の態様が著しく悪質であること。

- ウ 代理人等の大多数が条例違反行為に加担していること。
  - エ 改悛の情がみられない等条例違反状態の是正、改善に向けての努力が期待できないこと。
  - オ 消費者センター等に当該金属くず商に対する苦情が多数寄せられていること。
  - カ 結果が重大であり、社会的影響が著しく大きいこと。
- (2) 軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
- ア 他人に強いられて条例違反行為を行ったこと。
  - イ 金属くず商の帰責性が著しく軽微であること。
  - ウ 最近3年間に条例違反行為がなく、改悛の情が著しいこと。
  - エ 具体的な改善措置を条例違反行為後自主的に行っていること。
- 8 営業の一部の停止の命令
- 二以上の営業所を有する金属くず商に対して営業停止命令を行うべき場合であって、条例違反行為がそのうちの一部の営業所に係るときは、当該一部の営業所についてのみ停止の命令を行うことができるものとする。
- 9 営業停止命令と他の行政処分との関係
- 条例違反行為に対して許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

別 表

番号	条 例 違 反 行 為	義務付け規定	罰 則 規 定	条 例 違 反 行 為 の 具 体 的 内 容 ご と に 行 う べ き 処 分 の 別	
				営 業 停 止 命 令 又 は 許 可 の 取 消 し を 行 う べ き 場 合	量 定
1	許可証の書換え等義務違反	第6条第1項・第2項	第29条第1号	○ 金属くず商が書換申請書を提出しなかったとき。 ○ 金属くず商が変更届出書を提出しなかったとき。	E
2	許可証返納義務違反	第7条第2項	第29条第1号	○ 金属くず商が許可証の再交付を受けた場合において亡失した許可証を発見し、又は回復したにもかかわらず、当該発見し、又は回復した許可証を、不当に返納しなかったとき。	E
3	名義貸し	第9条	第27条第1号	○ 金属くず商が名義貸しをしたとき。	A
4	標識掲示義務違反	第10条	第29条第1号	○ 金属くず商が指導警告があったにもかかわらず、営業所に標識を掲示していないとき。	E
5	管理者選任義務違反	第11条第1項	—	○ 金属くず商が自ら管理できないにもかかわらず、管理者を選任していないとき。 ○ 金属くず商が欠格事由に該当する者であることを知りながら、その者を管理者として選任していたとき。	E
6	確認義務違反	第12条第1項	第29条第1号	○ 金属くず商が確認をしなかったとき。 ○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が確認をしなかったとき。	不 確 認  ① 30回未満 D ② 30回以上60回未満 C ③ 60回以上 B
7	不正品申告義務違反	第12条第2項	—	○ 金属くず商が不正品に関する申告をしなかったとき。 ○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が不正品に関する申告をしなかったとき。	不 申 告  ① 5回未満 D ② 5回以上20回未満 C ③ 20回以上 B
8	帳簿等記載等義務違反	第13条第1項	第29条第2号	○ 金属くず商が帳簿等への記載等をしなかったとき。 ○ 金属くず商が帳簿等へ虚偽の記載等をしたとき。 ○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等への記載等をしなかったとき。 ○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等へ虚偽の記載等をしたとき。	① 30回未満 D ② 30回以上60回未満 C ③ 60回以上 B

9	帳簿等備付け等義務違反	第13条第2項	第29条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商が不当に帳簿等の備付け等をしていないとき。</li> <li>○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が帳簿等の備付けをしていないとき。</li> </ul>	C
10	帳簿等毀損等届出義務違反	第13条第3項	第29条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商が不当に帳簿等の毀損等の届出をしなかったとき。</li> <li>○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が不当に帳簿等の毀損等の届出をしなかったとき。</li> </ul>	C
11	品触書保存義務違反	第14条第2項	第29条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商が品触書の保存等をしなかったとき。</li> <li>○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が品触書の保存等をしなかったとき。</li> </ul>	C
12	品触れ相当品届出義務違反	第14条第3項	第29条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商が品触れ相当品の届出をしなかったとき。</li> <li>○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が品触れ相当品の届出をしなかったとき。</li> </ul>	C
13	差止め物品保管義務違反	第15条	第29条第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商が差止めを受けた物品を保管しなかったとき。</li> <li>○ 金属くず商の指導監督が全く行われていないことに起因して、代理人等が差止めを受けた物品を保管しなかったとき。</li> </ul>	C
14	立入り等の拒否等	第16条第1項	第29条第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商又はその代理人等が警察官の立入り又は帳簿等の検査を不当に拒み妨げ、又は忌避したとき。</li> </ul>	D
15	報告義務違反	第17条	第29条第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商が不当に報告しなかったとき。</li> <li>○ 金属くず商が虚偽の報告をしたとき。</li> </ul>	E
16	営業停止命令違反	第19条	第27条第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商が営業停止の命令に従わなかったとき。</li> </ul>	A
17	金属くず営業条例施行規則違反	大阪府金属くず営業条例施行規則	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金属くず商又はその代理人等が大阪府金属くず営業条例施行規則に違反した場合であって、その態様が悪質であるとき。</li> </ul>	E